

## 全員協議会の運用について

### 第5条第1項

- 1 会議の招集について
  - (1) 議長が開く必要があると判断したとき議員を招集し、開催する。
- 2 議長の職務について
  - (1) 議長は、会議の議事を整理し、保持する。
  - (2) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職を行う。
- 3 議題について
  - (1) 議員全員で協議する必要がある事項(それに関連する執行部からの報告がある場合は、それを含む)とする。
- 4 出席要求等について
  - (1) 議長は、市長その他議題の関係者(以下「市長等」という。)から、説明若しくは意見を聴き、又は質疑する必要があると判断したときは、市長等の出席を求める。
- 5 公開(傍聴)について
  - (1) 原則、傍聴希望者に公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは全員協議会に諮って非公開とする。
  - (2) 傍聴者は原則20人までとする。
  - (3) その他傍聴に関しては、小田原市議会傍聴規則(平成3年8月1日議会規則第2号)の規定及び議会運営委員会申合せ事項の「第9章 委員会の公開」を例とする。
- 6 記録について
  - (1) 議長は、職員をして議事の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。